



第9章

計画の着実な 推進に向けて

- 1 各施策分野における個別計画の策定
- 2 総合計画実施計画と行政評価、中期財政計画、予算の連携
- 3 指標を用いた計画の達成状況の把握

1 各施策分野における個別計画の策定

「総合計画基本計画」に掲げた施策における事業の優先化・重点化や、他施策における関連事業との連携を図り、施策の実効性を高めるため、必要に応じて、各施策分野における個別計画などを策定します。

2 総合計画実施計画と行政評価、中期財政計画、予算の連携

「総合計画基本計画」に掲げた施策・事業の取組の具体化を図るため、「総合計画実施計画」を策定します。

「総合計画実施計画」は社会経済状況の変化などに適切かつ柔軟に対応できるよう、「市民意識調査」の結果や各種の指標を踏まえた「行政評価」の結果、「中期財政計画」で明らかにする財政収支の見通しなどを活用しながら、総合的な視点から毎年見直しを行います。

「行政評価」は、市が実施する政策・施策・事業について「どのような成果があったか」、「当初設定した目標が達成できているか」などの視点や、他都市との比較など総合的に評価・検証を行い、次年度以降の施策・事業の立案や見直しに活用していきます。

各年度の予算編成は、「総合計画実施計画」を基本に、経営資源の配分を行い、さまざまな状況に対応した施策を推進します。

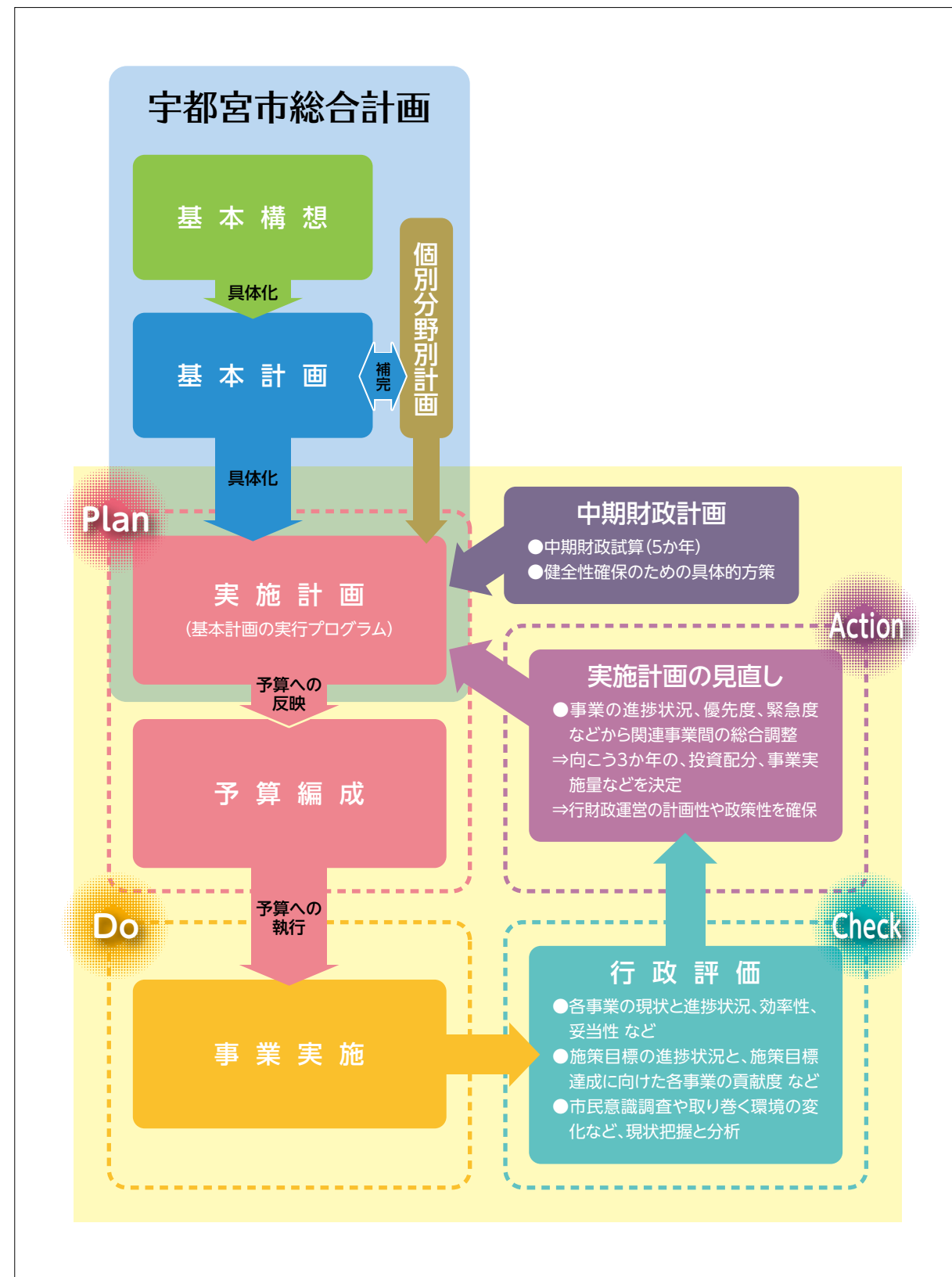
このような一連の「計画行政システム」により、「Plan(計画)」－「Do(実施)」－「Check(評価)」－「Action(改善)」の循環サイクルの充実・強化により、総合計画全体の着実な推進を確保します。

なお、「総合計画基本計画」の施策・事業のうち、特に重要なものについては、本市執行部の最高意思決定機関である庁議において、定期的に進捗を把握するとともに、適切な措置を講じ、着実に推進していきます。



3 指標を用いた計画の達成状況の把握

計画行政システムの流れ(イメージ)



「総合計画基本計画」の達成状況を把握するため、分野別計画において後期基本計画の終了年次である平成29年(2017年)の「施策指標」における目標値を設定するとともに、各施策の「市民満足度指標」を設定し、市民の評価やニーズの変化を把握していきます。

「市民満足度」については、毎年市民意識調査で、各施策について、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」の5つの選択肢で行い、「満足」、「やや満足」の市民の割合の合計を“満足度が高い”ものとし、「市民満足度」の目標値については、「やや不満」と答えた人の一定割合を「満足」、「やや満足」に転換させる、という考え方で設定します。

こうした「施策指標」や「市民満足度指標」、さらには、各事業における活動指標の状況などを総合的に評価し、総合計画の達成状況を見極め、その後の計画推進に生かしていきます。

市民満足度

政策の柱Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

基本施策	施策	現状値【H24】	目標値【H29】
1 保健・医療サービスの質を高める	1 健康づくりの推進	39.2%	49.0%
	2 地域医療体制の充実	37.6%	49.1%
	3 医療保険制度の適切な運営	49.4%	59.0%
2 高齢期の生活を充実する	1 高齢者の社会参画の促進	31.9%	41.1%
	2 高齢者の生活支援の推進	26.8%	36.0%
3 障がいのある人の生活を充実する	1 障がい者の社会的自立の促進	20.4%	30.8%
	2 障がい者の地域生活支援の充実	19.2%	28.8%
4 愛情豊かに子どもたちを育む	1 児童健全育成環境の充実	30.2%	38.2%
	2 子育て支援の充実	26.4%	35.6%
	3 ひとり親家庭等への支援充実	17.0%	24.4%
	4 子どもへの虐待防止対策の強化	21.3%	29.1%
5 都市の福祉力を高める	1 市民の福祉活動への参画促進	28.6%	37.8%
	2 ユニバーサルデザインの推進	30.7%	43.4%
	3 社会を支える福祉支援の充実	21.5%	32.5%
6 日常生活の安心感を高める	1 防犯対策の充実	38.1%	50.6%
	2 交通安全対策の充実	42.5%	56.9%
	3 消費生活の向上	32.5%	41.6%
	4 食品安全性の向上	40.9%	50.5%
	5 生活衛生環境の向上	38.1%	48.2%
7 危機への備え・対応力を高める	1 危機管理体制の充実	26.0%	37.7%
	2 防災対策の強化	26.7%	38.1%
	3 消防力・救急救助体制の充実	40.0%	47.1%

政策の柱Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために

基本施策	施 策	現状値[H24]	目標値[H29]
8 生涯にわたる学習活動を促進する	1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成	46.5%	55.1%
	2 学校・家庭教育支援の充実	32.1%	42.6%
	3 学んだ成果を活かす仕組みの構築	20.0%	29.1%
9 信頼される学校教育を推進する	1 学力向上の推進	27.0%	36.0%
	2 豊かな人間性と健やかなからだの育成	20.4%	31.6%
	3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進	24.9%	31.9%
	4 教育環境の充実	32.9%	39.5%
	5 特別支援教育の充実	20.1%	26.4%
	6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成	15.8%	26.2%
	7 幼児教育の充実	24.1%	32.2%
	8 高校、高等教育の充実	22.1%	28.7%
10 個性的な市民文化・都市文化を創造する	1 文化活動環境の充実	38.4%	44.1%
	2 文化資源の保存、継承、活用	42.2%	48.8%
11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する	1 スポーツ活動環境の充実	44.8%	51.0%
	2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化	32.4%	39.2%
12 健全な青少年を育成する	1 青少年の社会的自立の促進	19.8%	30.1%
	2 非行・問題行動の未然防止	19.8%	30.3%

政策の柱Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために

基本施策	施 策	現状値[H24]	目標値[H29]
13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	1 環境保全行動の推進	34.2%	41.2%
	2 地球温暖化対策の推進	26.6%	37.4%
	3 ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進(3Rの推進)	44.1%	54.3%
	4 廃棄物の適正処理の推進	30.5%	42.2%
	5 良好な生活環境の確保	28.4%	37.5%
14 良好な水と緑の環境を創出する	1 安全で快適な河川環境の整備	44.0%	54.2%
	2 生物多様性の保全	25.1%	32.5%
	3 緑の保全・育成	42.1%	53.2%
15 上下水道サービスの質を高める	1 安全で安心な水道水の供給	63.4%	67.9%
	2 下水の適正処理の推進	53.6%	58.5%
	3 顧客重視経営の推進	34.9%	40.7%
16 快適な住環境を創出する	1 多様な住まいづくりの推進	26.4%	36.5%
	2 住宅の安全性・環境性の向上	30.3%	40.6%

政策の柱Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために

基本施策	施 策	現状値[H24]	目標値[H29]
17 地域産業の創造性・発展性を高める	1 地域特性を生かした産業集積の促進	19.6%	27.1%
	2 新規開業・新事業創出の促進	13.3%	19.7%
	3 就労・雇用対策の充実	14.2%	26.2%
18 商工業の活力を高める	1 魅力ある商業の振興	14.0%	33.3%
	2 中小企業の経営・技術革新の促進	11.9%	24.0%
	3 安定した経営基盤の確立	12.3%	22.6%
	4 流通機能の充実	20.2%	27.7%
19 農林業の付加価値を高める	1 農林業を支える担い手の確保・育成	15.5%	23.7%
	2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立	16.2%	22.9%
	3 良質な農林産物の生産・普及の促進	39.3%	45.7%
	4 環境と調和した農林業の推進	23.6%	31.7%
20 魅力ある観光と交流を創出する	1 おもてなしある受入体制の充実	29.9%	38.2%
	2 観光資源の活用促進	48.2%	54.9%
	3 都市と農村の交流促進	23.5%	30.3%

政策の柱Ⅴ 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために

基本施策	施 策	現状値[H24]	目標値[H29]
21 機能的で魅力ある都市空間を形成する	1 地域特性に応じた土地利用の推進	18.0%	28.0%
	2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	24.0%	37.7%
	3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成	31.9%	44.5%
	4 都市景観の保全・創出	27.2%	37.0%
22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	1 公共交通ネットワークの充実	32.3%	45.9%
	2 道路ネットワークの充実	38.0%	50.8%
	3 自転車のまち宇都宮の推進	30.8%	41.2%

政策の柱Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

基本施策	施 策	現状値 [H24]	目標値 [H29]
23 市民が主役のまちづくりを推進する	1 協働によるまちづくりの推進	25.0%	35.0%
	2 地域主体のまちづくりの促進	29.3%	41.6%
	3 市民の市政への参画促進	36.8%	46.7%
24 行政経営基盤を強化する	1 効果的で効率的な行政経営システムの確立	27.4%	35.9%
	2 地区行政の推進	43.4%	51.1%
	3 行政の組織力の向上	20.6%	29.1%
	4 財政基盤の強化	17.2%	27.8%
	5 地域情報化の推進	33.2%	42.4%
25 市民の相互理解と共生のこころを育む	1 かけがえのない個人の尊重	20.1%	29.3%
	2 男女共同参画の推進	22.7%	31.1%
	3 多文化共生の推進	19.7%	25.6%

※「市民満足度」の目標値については、「やや不満」と答えた人のおおむね5割を、「満足」、「やや満足」に転換させるという考え方で設定します。

資料編

- 1 第5次宇都宮市総合計画基本構想
- 2 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画の策定経過・体制
- 3 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会 関係資料
- 4 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会 関係資料

1 第5次宇都宮市総合計画基本構想 (平成20年3月策定)

第1章 策定の趣旨

この基本構想は、宇都宮市の都市経営の基本として、市民・事業者・行政など、本市を構成する主体が一体となって、総合的で計画的なまちづくりを行うために策定するものです。

宇都宮市が、これまでの長い歴史の中で培ってきたまちづくりの成果を生かしつつ、栃木県の県都として、また、首都圏における主要都市の一つとして、さらには、道州制の動向も見据えた広域的な圏域での中心的都市として、存在感や中枢性をさらに高め、市民それぞれが夢や希望を持ち、幸せに暮らせる都市として、今後も魅力や個性を磨き、持続的に発展していけるよう、この中で、各主体が共有し、ともに目指していく、将来のうつのみや像を明らかにするとともに、そのために必要な施策の基本方向を定めます。

第2章 目標年次

この基本構想は、平成 34（2022）年を目標年次とします。

第3章 時代潮流の変化と中期的展望

1 少子・超高齢社会、人口減少の時代

日本の総人口は、平成 17 年に戦後はじめてマイナスに転じ、人口減少時代が現実のものとなりました。また、20% を超える高齢化率は、今後も上昇を続けると見込まれ、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、その構成比を高めていく傾向にあります。さらには、「超少子化国」と呼ばれる水準となった合計特殊出生率や、今後も減少傾向が続くと見込まれる年少人口などから、一層、少子・高齢化が進行することが予測されます。

こうしたことに伴い、労働力人口の減少や社会保障費の増大がさらに深刻化する一方で、豊富な経験、知識、社会への貢献意欲をもった高齢者も増加します。

このため、子どもについては、子育て、子育て環境の充実がますます必要になるとともに、高齢者については、“支えられる世代”というこれまでの固定観念にとらわれず、いわゆる「アクティブシニア」の人々が、地域づくりの主役の一人として活躍できる環境づくりが重要になるなど、子どもから高齢者まで、健康で快適に生き生きと暮らせる社会環境づくりを進めていくことが求められます。

また、都市づくりについては、既にある社会資本の有効活用を図るとともに、まちの魅力づくりや高度な都市機能の集積などにより、人々が集い、活発に交流する、人口減少時代にあって揺るぎのない、持続的な発展が可能な都市を形成することが求められます。

2 地球環境問題の深刻化の時代

20 世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や、大量生産・大量消費による地球資源の枯渇などの地球環境問題をも生み出し、それらへの対応は、国際的な課題として、今後ますます大きなものになっていきます。また、これらの問題は、市民の日常生活や事業者の活動などとも深く関わっていることから、地域レベルでの取組の強化も、一層大きな課題となっていきます。

このため、行政のみならず市民や事業者が、身近な暮らしや活動の中で地球規模での環境問題をとらえ、一人ひとりがその当事者として、地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や、3R の推進による「循環型社会」の構築に向けて、ひとや環境にやさしい交通システムや都市構造への転換など、あらゆる分野において継続的・横断的な取組を実践することで、恵み豊かな自然環境を守り維持して、将来世代に引き継いでいくことができる「持続可能な社会」を形成することが求められます。

3 ボーダーレス社会の進展の時代

近年、市民や事業者の活動はますます広域化しており、こうした状況に対応できる都市を築いていくためには、現在の行政区域の枠を越え、広域的な圏域における各自治体の機能分担を視野に入れたまちづくりが重要性を増してきます。また、経済構造や雇用形態など社会経済の面でも、一層ボーダーレス化が進んでいきます。

特に情報技術の革新は、市民の暮らしや事業者の活動、さらには都市のありように大きな影響を与え、地球規模での多様な交流を促進する情報通信ネットワークは、場所や時間にとられない、新しい生活様式や社会経済活動を可能にしていきます。

また、中国等、アジア経済の台頭やバイオテクノロジーなど新技術の開発は、世界的な規模で影響を与え、それらは国境を越え、地域産業にも波及していきます。

さらには、世界的な人口増加や開発途上国の経済発展等に伴う農作物の需要拡大、水資源の不足などにより、国際的な食料問題が顕在化する中、国内や地域内における食料自給率の向上が求められるなど、地域産業としての農業の位置付けは、ますます重要性を増していきます。

このため、情報通信基盤の整備による市民生活の利便性の向上や産業面での知的生産性の向上、さらには、地域産業としての商・工・農林業の基盤や競争力の強化など、社会経済におけるボーダーレス化への対応が求められます。

4 人間回帰の時代

心の豊かさを重視する成熟社会においては、市民の価値観は多様化し、自らがそれぞれの生活様式に応じた「もの」や「サービス」を選択し、余暇活動や学習活動にいそしむなど、「生活の質の向上」に対する欲求がさらに高まっています。

一方、社会においては、自己利益の追求や社会的なつながりの希薄化など、「社会」より「個人」を重視する傾向が強まる中、改めて、他人への思いやりや社会との協調が重要視されて

います。このことは今、家庭や地域社会での「きずな」の大切さが改めて注目されていることとも密接に関係しており、こうした温かで人間的な「つながり」、「きずな」を再生することが、子育てや子育ての問題、高齢者への対策、地域の安全・安心の確保など、さまざまな地域課題に対応していくうえでの重要な要素となっていきます。

また、都市のあり方においても、これまでの経済性・効率性の追求がもたらした“画一的なまちづくり”への反省から、都市が人間の営みの場としてとらえ直され、「生活の質の向上」を基本として、潤いや個性を重視する方向へと変化しています。

このため、個人や団体、組織、地域コミュニティ等における「きずな」や「信頼関係」、さらには、「人間関係」等の社会的ネットワーク、いわゆる「社会関係資本」（ソーシャル・キャピタル）を形づくり、日常生活におけるさまざまな問題や地域の課題に対応していくことが求められます。

また、環境との調和のもと、地域の特性を生かした都市アメニティが作り出され、市民の郷土への愛着や誇りを培う都市の文化を備えている、成熟した「まち」、人々が社会とのつながりを持ちながら多様な価値を認め合い、互いに助け合える「まち」、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい、人間の身の丈に合った「まち」など、「ひと」を中心に据えた都市づくりが求められます。

5 分権型社会の進展の時代

地方自治においては、自治的活動の主な担い手であるコミュニティ組織、さらにはボランティア団体やNPOなどの市民活動組織が、社会的要請や役割の拡大などから、「公共」の領域を担う主体の一つとして、ますますその活躍の場を広げています。

そうした中で、まちづくりの各主体が、適切な役割分担のもと、互いに連携・協力し合うパートナーシップによるまちづくりが一層重要となっています。

また、「地方自治体」においては、自主・自立を基本に、自らの判断と責任のもと、地域の活力や力強い活動を維持・向上させるとともに、各々の創意工夫によって、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことがますます重要となっています。

このため、パートナーシップの前提となる情報の共有化や、活動環境の充実など、市民自治の充実・強化にこれまで以上に力を注ぐとともに、地方分権改革のさらなる進展や、国や地方の役割分担の抜本的な改革として、自立的で活力のある地方圏の実現を目指す「道州制」導入の議論などを視野に入れながら、自治能力のさらなる向上を図り、ますます高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくことが求められます。

また、北関東の中核都市、首都圏における主要都市の一つとしてふさわしい、高度な都市機能、広域的な圏域での拠点性や中枢性、独自の文化を備えた、魅力や風格のあるまちづくりが求められます。

第4章 まちづくりの目標

1 基本的な考え方

本市が、まちづくりの最終の目標である「市民福祉の最大化」に向け、着実に進んでいるかを把握するためには、目標年次である平成34（2022）年に、本市がどのような状態になっていることが望ましいかを明確にする必要があります。

このため、重点的に取り組むべき課題を「まちづくりの重点課題」として設定するとともに、その重点課題が解決された望ましい状態を「まちづくりの戦略的ターゲット（15年後のまちの状態）」として設定します。

また、市民生活や社会経済活動の土台となる都市の「つくり」についても、少子・超高齢社会、人口減少時代の到来や、地球環境問題の深刻化、高度成長期に整備した道路、下水道、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の活力の低下など、本市を取り巻くさまざまな問題に効果的・効率的に対応していくため、30年、50年先を見据えた、望ましい都市構造への転換に向け、今、その第一歩を踏み出していく必要があります。

そのため、本市が目指す長期的な都市空間形成の方向を明らかにするとともに、今度は、その理念に基づき、さまざまな取組を展開していきます。

そして、それらの状態に到達したときのまちの姿を、「将来のうつのみや像（都市像）」として描き、市民・事業者・行政など、本市のすべての構成主体がパートナーシップによってその実現を目指していきます。

2 まちづくりの重点課題

これからの本市のまちづくりを進めるに当たっての重点課題を、次のとおり設定します。

① 子育て支援の充実

少子化が進み、将来を担う世代の減少が懸念される中、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化、産婦人科医・小児科医の不足など、子育て環境がますます厳しさを増しており、子育てに関する市民ニーズも多様化しています。こうした社会環境を踏まえ、親の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子どもを生み育て、親もともに成長することができる環境を創出することが急務となっています。

② 高齢者の生活の質の向上

高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域社会で高齢者を支える連携体制が十分ではない中で、介護を必要とする高齢者が増加しています。その一方で、団塊の世代の大量退職に伴い、豊富な経験、知識、技術をもった高齢者が地域へ戻ってきています。こうした社会環境を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、自己実現を果

たしながら、心豊かに元気に暮らしていけるよう、高齢者の生活の質の向上を図ることが急務となっています。

③ 安全で安心な生活環境の創出

本市においても、刑法犯の認知件数が比較的多い傾向にあります。一方で、市民の防犯意識は高まってきています。また、近年、災害や食の安全に関する問題が多発し、防災への関心や食品の安全などに対する不安感が大きくなっており、対応力の強化が求められています。こうした社会環境を踏まえ、地域が一体となって、市民が心安らかに暮らせる、安全で安心な生活環境を創出することが急務となっています。

④ 環境調和型社会の構築

地球規模の環境問題が一層深刻化している中で、ごみ問題や地球温暖化に対する市民の意識が高まってきています。こうした中で、日常生活や社会経済活動が地球規模の環境問題に大きく関わっていることや、日ごろの小さな取組の積み重ねが、大きな問題の解決にもつながることを、市民一人ひとりが強く意識して、環境に配慮した行動を主体的に実践する、環境調和型の社会を構築していくことが急務となっています。

⑤ 総合的な交通体系の確立

高齢化の進行や環境問題の深刻化などから、クルマに過度に依存した社会からの転換が求められる中で、本市では、公共交通基盤が必ずしも十分に整備されているとはいえない状況にあります。こうした社会環境や持続可能な都市のあり方を踏まえ、誰もが移動しやすい交通環境を創出できるよう、公共交通ネットワークの構築を中心とした、総合的な交通体系を確立することが急務となっています。

⑥ 魅力ある拠点の創造

本市は、歴史的・地理的条件により、古くは日光街道と奥州街道の「追分の地」として栄え、現在に至るまで、交通の要衝都市として発展してきており、国土幹線として東西軸を形成する北関東自動車道も、間もなく全線開通を迎えます。都市の個性の創出や地方都市の活力の向上が求められる中で、こうした恵まれた条件や社会環境を生かし、50万都市にふさわしい、人・もの・情報が活発に交流する高度な都市機能を備え、広域的な中心性や中枢性をさらに高めた、魅力と活力のある拠点を形成することが急務となっています。

⑦ 都市の個性づくりと発信

本市には、歴史的な価値を持つ建造物、伝統文化や美しい自然、郷土食など、誇るべき固有の地域資源が数多く存在しています。それぞれの都市や地域が、その魅力や創意工夫を競い合い高め合う、都市間競争がますます激しくなる中で、本市固有の“財

産”や地域特性などを生かし、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げ、全国にアピールしていくことが急務となっています。

⑧ 次代を築く人材の育成

複雑・多様化する社会経済環境において、より高度で専門性の高い人材が求められる傾向にある中で、本市では、教育環境や学習機会、地域の教育力を生かす仕組みが充実しています。こうした社会環境を生かし、次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくことが急務となっています。

⑨ 産業力の強化

産業構造の変化や情報・知識に価値を置く社会の到来など、産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市では、高度技術産業の集積などを特徴とした工業をはじめ、商業、農業がいずれも高い水準でバランス良く展開されています。こうした社会経済環境を生かし、地場産業や中小企業など、既存産業の育成・活性化に加え、広域的な連携も視野に入れ、新たな産業や先導的な産業を創出していくなど、社会経済のボーダーレス化に対しても揺るぎのない産業基盤を確立することが急務となっています。

⑩ 地域が主体となったまちづくり

地域コミュニティが希薄化し、地域での教育力や生活環境の安全、安心感の低下など、さまざまな問題が指摘される中で、本市では、地域主体のまちづくりを進めるための、施設や仕組みが整いつつあり、市民の地域コミュニティ意識も高まってきています。こうした社会環境を生かし、地域内分権を進め、地域の人材や資源を十分に活用した、地域が主体となったまちづくり活動を促進することが急務となっています。

3 まちづくりの戦略的ターゲット（15年後のまちの状態）

「まちづくりの重点課題」が解決された状態を、「市民」、「まち」、「まちづくりの基礎」という三つの視点から整理し、「まちづくりの戦略的ターゲット（15年後のまちの状態）」として設定します。

① 輝く希望と笑顔にあふれた みんなが幸せに暮らせるまち

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・家庭や地域社会の中で、安心して子どもを生み育てられ、子どもたち自身も、心身ともに健やかに育っています。
- ・高齢者が健康で生きがいをもち、生き生きと暮らしています。
- ・市民が安全な地域社会の中で、安心して日常生活を送っています。
- ・誰もが自由に交通手段を選び、行きたいところへ快適に移動しています。

- ・市民が、日常生活の中で環境に配慮した行動を実践し、貴重な自然環境や快適な生活環境が守り伝えられています。

② 独自の存在感と風格を備えた みんなに選ばれるまち

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・新たな文化や観光が創出され、都市としての存在感が増し、本市のイメージが高まっています。
- ・人・もの・情報が活発に交流し、本市の魅力と活力が高まっています。

③ まちづくりの仕組みが整い、

みんなでまちをつくる活力にあふれた 持続的に発展できるまち

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・人間力の高い人材が、さまざまな分野で活躍しています。
- ・既存産業の活性化が図られるとともに、次世代をリードする新たな産業が創出され、産業都市として発展を続けています。
- ・地域のコミュニティが十分に機能し、地域住民が一体となって地域の課題を主体的に解決していける、市民自治が根ざした地域社会が形成されています。

4 都市空間の姿

本市は、おおむね市域の中央部に中心市街地が、また、それを取り囲むように既成市街地、新市街地が形成され、さらにその外側に農林地帯が広がる構造となっています。

今後、土地利用に当たっては、既存の生産基盤や都市基盤の有効活用を基本として、「生産性と公益的機能が確保された農業地、森林の保全」、「市民生活の質の向上に資する住宅地の形成」、「広域的な都市圏の発展をリードする工業地の形成」、「生活圏における個性的な商業・業務地の形成」、「誰もが暮らしやすい住環境を備え、本市の中核性・存在感の向上につながる高度な都市機能の受け皿となる中心市街地の形成」を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、「土地利用の適正化」を図ることにより、都市機能と自然環境が調和する土地利用を目指します。

そのうえで、都市機能の配置に当たっては、中心市街地の活性化や全市的なバランスに配慮しつつ、既に形成されている地域拠点、生活拠点または生活圏など、都市機能の集積している既存の拠点や核などを有効に活用しながら、それぞれの拠点にふさわしい性格や、機能、広がりなどを踏まえた「拠点化」の促進を目指します。

こうした土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市のコンパクト化（集約化）を図るとともに、拠点間における機能連携・補完、他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化するなど、「ネットワーク化」（連携）を促進し、本市の都市の成り立ちを踏まえた、これからの人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿である、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」の形成を目指します。

宇都宮市では、「星座が形づくられた」都市構造を目指していきます。

輝く星と星(=拠点と拠点)を結ぶ(=軸の形成)

「星座」が形づくられた都市(=連携・集約型都市)



それぞれの拠点が輝き(魅力・個性)をはなち、
拠点が互いに結ばれた
「ネットワーク型コンパクトシティ」を
目指していくことにより、
宇都宮がいつまでも輝き続ける「夢のある都市」に…

5 将来のうつのみや像（都市像）

「まちづくりの戦略ターゲット（15年後のまちの状態）」に到達したときの宇都宮市の姿を、「将来のうつのみや像（都市像）」として描き、市民・事業者・行政など、本市のすべての構成主体が、パートナーシップによってその実現を目指します。

くらしいきいき まちキラキラ
つながる人★夢のみや うつのみや

将来のうつのみや像（都市像）について

くらしいきいき

「幸せに暮らせるまち」を表現

※いきいき：元気で活力がある、新鮮で活気あふれるさま。

イメージ

健康でのびのびと、生きがいあふれる生活を送れる都市

まちキラキラ

「選ばれるまち」と
「ネットワーク型コンパクトシティ」※2
の拠点※3のイメージ」を表現

※キラキラ：美しく光る、きらめくさま。

※2 星座が形づくられた都市。※3 星の輝き。

イメージ

個性や魅力にあふれ、可能性を感じる（価値を生み、見出し、高める）、
まばゆく輝いている都市

つながる人のみや
つながる夢のみや

「持続的に発展できるまち」と
「ネットワーク型コンパクトシティの
ネットワーク（軸）のイメージ」を表現

※つながる：一続きのものになる、間がはなれずに続く、結びつく。

イメージ

人と人の「きずな」や地域のつながりが強く、力を合わせながら、
いつまでも夢を抱き続け、受け継いでいける都市

第5章 将来のうつのみや像の実現に向けて

1 市民としての務め

市民は、地方自治の主役であるという認識のもと、家族の幸せ、地域の幸せ、市民全体の幸せについて、さらには、国や地球規模の問題についても主体的に考え、自助・相互・共助の精神に基づき行動します。

2 事業者としての務め

事業者は、本市の一員であるという認識のもと、誠実な企業活動により、良質な商品やサービスなどの価値を提供し、加えて、積極的な社会貢献活動を通して、地域社会との信頼関係や協力関係を深めていきます。

3 行政としての務め

行政は、市民の負託を受けた公共の担い手として、「将来のうつのみや像（都市像）」の実現に向け、次の務めをもとに、市政運営に取り組みます。

① 多様な主体の意思や活動に基づく自治の実践

地方自治を展開するうえでは、市民に関わる事務を、その意思に基づいて行う「市民自治」が、極めて重要となります。

このため、多様な主体の自治的活動の支援に力を注ぐとともに、まちづくりや行政サービスの実践に当たっては、さまざまな方策により市民の意思を踏まえ、これを反映し、政策・施策の選択を行い、取組を展開します。

② 自治能力のさらなる向上

きめ細やかな行政サービスや、新たな行政課題への対応、また、より魅力と活力のあるまちづくりによって「市民満足」を高めていくためには、その源となる自治能力を、さらに向上させることが重要となります。

このため、まちづくりに必要な事務権限の確保や、財政力・組織力など、行財政基盤の強化を図るとともに、より戦略的な市政運営を目指すため、複雑かつ多様化、高度化する行政課題や市民ニーズに対して、効果的・効率的でスピード感ある取組を徹底していきます。

第6章 まちづくりの大綱

1 みんなで「安全な地域社会と健康な笑顔あふれる暮らしをつくる」ために

- ・健康寿命を伸ばし、生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすことができるよう、保健・医療サービスの高質化を図ります。
- ・高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、高齢期の生活を充実します。
- ・障がいのある人もない人もお互いに支えあい、地域で生き生きと暮らせる社会を築くため、社会参画や就労環境の創出などにより、障がいのある人の生活を充実します。
- ・次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を築くため、家庭や地域、企業、行政等が連携し、愛情豊かに子どもたちを育みます。
- ・誰もが、互いに支え合う温かな地域社会の中で、健康で幸せに暮らせるよう、地域に根ざした福祉基盤を強化することにより、都市の福祉力を高めます。
- ・安全で安心な地域社会を形成するため、市民や事業者、行政等が連携し、地域をあげて対応することにより、日常生活の安心感を高めます。

2 みんなで「学ぶ意欲と豊かなこころを育む」ために

- ・幅広い市民の学ぶことへの意欲に応え、誰もが自己実現に向け、取り組めるよう、生涯にわたる学習活動を促進します。
- ・豊かな人間性や社会性の育成のため、子どもや親と学校との連携を深め、信頼される学校教育を推進します。
- ・ふるさとへの愛着や誇りを培う、文化が薫り咲き誇るまちを築くため、個性的な市民文化・都市文化の創造を進めます。
- ・市民の健康づくりや生きがいづくりなどのため、市民生活へのスポーツの浸透を図り、生涯にわたるスポーツ活動を促進します。
- ・次代を担う青少年が心豊かにたくましく自立し、将来の人生に夢や希望をもって成長していくことができるよう、健全な青少年を育成します。

3 みんなで「快適な暮らしをつくる」ために

- ・美しいふるさとや、かけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくため、脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成します。
- ・潤いのある市民生活や都市の魅力として欠かせない水や緑の価値を高め、自然との共生を

深めていけるよう、良好な水と緑の環境を創出します。

- ・安心でおいしい水の提供や、快適な住環境づくりのため、顧客志向を徹底しながら、市民生活の基礎となる上下水道サービスの質を高めます。
- ・市民が、それぞれの生活様式に応じた住居や居住環境を確保し、質の高い生活を送れるよう、快適な住環境を創出します。

4 みんなで「豊かな暮らしを支える活気と活力ある社会を築く」ために

- ・産業・経済を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、地域産業の持続的な発展を図るため、地域産業の創造性・発展性を高めます。
- ・市民生活の安定や向上、地域経済の発展のため、意欲と能力を持つ企業の企業力向上の取組を支援し、商工業の活力を高めます。
- ・消費者ニーズに的確に対応するとともに、安定的、効率的で、持続力、競争力のある農林業を実現するため、農林業の付加価値を高めます。
- ・本市が、魅力や個性を高め、多くの来訪者が集うまちとなるよう、魅力ある観光と交流を創出します。

5 都市のさまざまな活動を支える「都市基盤の機能と質を高める」ために

- ・市民生活の質の向上に資するよう、市内のそれぞれの地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、集約化した、機能的で魅力のある都市空間の形成を図ります。
- ・ひとや環境にやさしく、地域間の連携・補完や広域的連携が強化された、誰もが利用しやすい交通環境の創出のため、円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立します。
- ・ユビキタスネットワーク社会の到来など、情報通信技術の進展を市民生活の向上や事業活動の発展に十分に生かすことができるよう、高度情報化の恩恵を広く享受できる環境づくりを進めます。

6 持続的発展が可能な「都市の自治基盤を確立する」ために

- ・市民の意思や活動に根ざした、分権型社会にふさわしい地方自治を展開するため、市民が主役となったまちづくりを進めます。
- ・市民福祉の最大化に向け、自治能力を高めるため、行政経営基盤の強化を図ります。
- ・誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会を築くため、すべての市民が相互に理解し合い、共生できる「こころ」を育みます。

2 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画の策定経過・体制

(1) 策定経過

年 月	取 組 内 容
平成23年7月	総合計画策定本部の設置
平成23年8月～12月	「中間総括評価」の実施
平成23年9月	「市民アンケート」の実施
平成23年11月	「策定方針」の決定
平成23年12月	第1回 前期基本計画評価市民懇談会(全体会)の開催
平成24年1月	第2回 前期基本計画評価市民懇談会(分科会)の開催
平成24年2月	第3回 前期基本計画評価市民懇談会(分科会)の開催
平成24年3月	第4回 前期基本計画評価市民懇談会(全体会)の開催
//	「前期基本計画評価市民懇談会」からの意見書の提出
平成24年9月	第1回 改定基本計画策定懇談会(全体会)の開催
平成24年10月	第2回 改定基本計画策定懇談会(分科会)の開催
平成24年11月	第3回 改定基本計画策定懇談会(分科会)の開催
平成24年12月	第4回 改定基本計画策定懇談会(全体会)の開催
平成25年1月～2月	「パブリックコメント」の実施
//	「市民アンケート」の実施
平成25年2月	第5回 改定基本計画策定懇談会(全体会)の開催
平成25年3月	「改定基本計画策定懇談会」からの意見書の提出
//	第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の決定・公表

(2) 策定体制

ア 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会（平成23年度設置）

- ・総合計画前期基本計画の達成状況の評価に関する意見を聴取するため設置
- ・委員 18人
学識経験者（6人）、関係機関及び関係団体の代表者等（4人）、まちづくり市民会議（前期計画策定時）委員（6人）、公募市民（2人）

イ 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会（平成24年度設置）

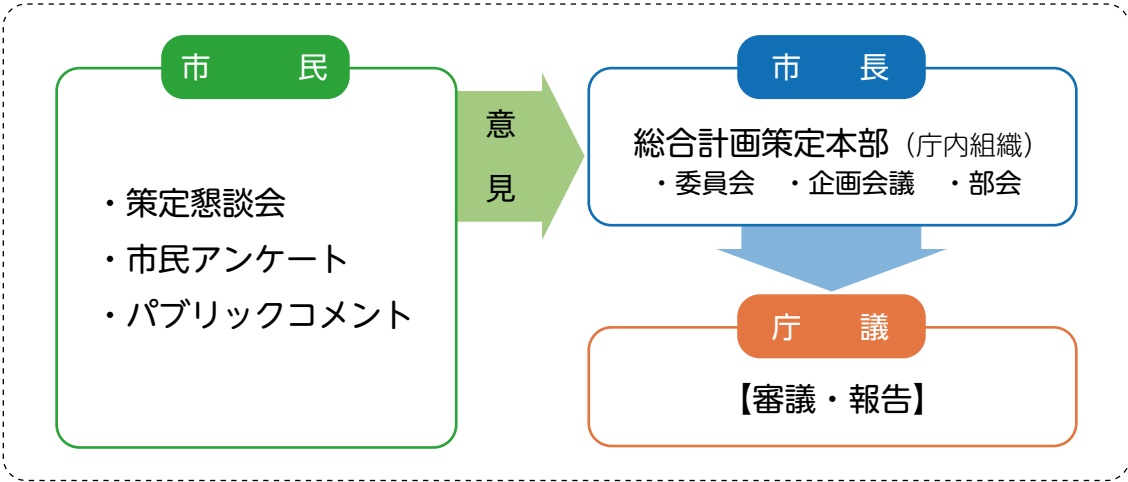
- ・総合計画基本計画の改定にあたり、市民から幅広く意見を聴くため設置
- ・委員 24人
学識経験者（6人）、関係機関及び関係団体の代表者等（9人）、市議会議員（6人）、公募市民（3人）

ウ 策定本部（庁内体制）

- ・委員会……総合計画原案の調査、審議等を行う
- ・企画会議……総合計画原案の作成、分野別計画素案の調整を行う
- ・部会……分野別計画素案の作成を行う

エ 市民参画

- ・市民アンケート
日常生活圏における機能・サービスや、住まいに関する志向性などについて調査
総合計画改定基本計画の84施策に対する重要度、満足度について調査
- ・パブリックコメント
「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)」(素案)について、市民から意見を募集



3 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会

(1) 委員名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏 名	所属団体等	役職	所属分科会
学識経験者 (6人)	荘司 弘樹	宇都宮大学地域共生研究開発センター コーディネーション・リエゾン部門長		○ 第3分科会
	根本 泰行	足利工業大学工学部 准教授		○ 第2分科会
	古川 和稔	宇都宮短期大学人間福祉学科 准教授		○ 第1分科会
	横尾 昇剛	宇都宮大学工学部 准教授		◎ 第2分科会
	渡邊 弘	宇都宮大学教育学部 教授	会長	◎ 第3分科会
	和田 佐英子	宇都宮共和大学シティライフ学部 教授		◎ 第1分科会
公募委員 (2人)	青木 康世			第3分科会
	小林 有見子			第1分科会
各種団体の代表 (4人)	大塚 正義	株式会社あしぎん総合研究所 取締役本部長 兼 産業調査部長		第3分科会
	岡地 和男	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 常務理事 兼 事務局長		第1分科会
	中村 滋	栃木県建築士会宇都宮支部 常務理事(宇都宮支部青年委員長)		第2分科会
	増淵 弘子	栃木県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長		第2分科会
市民代表 (6人)	浅見 晃生	前期計画策定時の「まちづくり市民会議」委員		第1分科会
	大堀 導子	前期計画策定時の「まちづくり市民会議」委員		第1分科会
	酒井 誠	前期計画策定時の「まちづくり市民会議」委員		第2分科会
	佐藤 竜一郎	前期計画策定時の「まちづくり市民会議」委員		第3分科会
	鶴見 智穂子	前期計画策定時の「まちづくり市民会議」委員		第3分科会
	三宅 徹治	前期計画策定時の「まちづくり市民会議」委員	副会長	第2分科会

※所属分科会：◎は分科会長、○は副分科会長

※分科会の所掌分野

第1分科会：健康・福祉・安心分野、都市経営・自治分野

第2分科会：生活環境分野、都市基盤分野

第3分科会：教育・学習・文化分野、産業・経済分野

(2) 意見書

平成 24 年 3 月 30 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

総合計画前期基本計画評価市民懇談会
会 長 渡 邊 弘

第 5 次宇都宮市総合計画前期基本計画の達成状況の評価に関する意見について

当懇談会では、第 5 次宇都宮市総合計画基本計画の改定に当たり、前期基本計画の達成状況の評価について、議論を重ねてまいりました。

このたび、その意見を取りまとめましたので、別添のとおり提出します。
(※別添省略)

(意見書要旨)

1 計画全般に関する主な意見

- リーマンショック・東日本大震災といった社会経済の激変・社会的選好の大きな変化があったことから、その観点から計画を見直すこと
- 右肩上がりから右肩下りの時代に移行する中で、中長期的な視点を持ち、市民が各拠点に集まり、これまで以上に互いに支えあうまちづくり・仕組みづくりを進めていくこと
- 改めて施策の成果に対する指標の達成率との関連性を十分吟味・分析し、指標を検討すること

2 基本計画の達成状況に関する主な意見

(1)各基本施策の評価に関する意見

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

- 昨今の健康意識の高まりと合せて、市民の主体的な健康づくりを促進するための「健康づくりの推進」に取り組むこと
- 支援が必要になる前の介護予防や健康づくりを促進する「高齢者の自立促進」をより一層進めること
- 高齢者のノウハウを活かせる場づくりを提供するための「高齢者の生きがいがづくりの充実」に取り組むこと
- 出生率の向上策や子育てしながらの就業支援策、地域における子育て環境の向上策など、子育て施策については多面的・総合的な展開が必要であることから、各施策の再編、統合化、総合化等による効果的な施策展開を図ること

II 市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために

- 地域全体で子どもを育成するため、宮っ子ステーション事業のコーディネーター間の連携強化や、気軽に参加できる事業の実施などにより、家庭や地域と連携した取組を進めること
- 小中一貫教育において、系統性のある指導に取り組むこと
- 本市プロスポーツチームの活躍により、スポーツ活動についての市民の興味・関心が高まっていることから、更なる向上を図るため、「見る」機会を捉えた取組を充実すること

III 市民の快適な暮らしを支えるために

- CO₂排出量等の客観的なデータを踏まえながら、各施策・事業を推進していくこと
- 地域におけるエネルギー自給率の向上に取り組む必要があることから、新エネルギー施策を個別の施策として打ち出すこと
- 都市化が進む中、良好な水と緑を創出し、市民が身近に自然と親しめる環境を創出すること
- 市街地の空き家を活用する仕組みの検討など、総合的な空き家対策を講じること

IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために

- 市内企業の競争力を高めていくため、市内の産業集積の状況を踏まえ、効果的な誘致推進や各産業間の連携等に取り組み、「地域特性を活かした産業集積の促進」を図ること
- 市内商工業の持続的な発展を実現するため、事業者による主体的な取組の促進や、商工業の活性化に資する意欲ある取組への支援に取り組むこと
- 更なる宿泊需要の取り込み強化や様々な観光資源の活用など、「魅力ある観光と交流を創出」に取り組んでいくこと

V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために

- ネットワーク型コンパクトシティの実現化に向けて具体的な施策を構築すること
- 高齢社会の到来や環境にやさしい社会の構築に向け、交通政策と情報化を組み合わせた路線バスの利便性の向上等を図ること

VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

- 地域のまちづくり活動の実態は、一人で何役も担っている状況にあることから、地域の目線で地域が抱えている問題を十分に把握し、地域の担い手不足の解消や、I C T化の促進支援など、地域の組織基盤を強化すること
- 厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で高度化・多様化する行政課題への確に対応し、市民満足の向上につなげるため、行政組織の横の連携強化を図り、より一層部局横断的に取り組んでいくこと
- 男女共同参画の推進については、生き生きとした女性が社会に多く見られるよう、これまで以上に取組の充実を図ること

(2)基本施策内または基本施策間に関する横断的意見

- 縮退する社会経済を前提にすれば、住民に負担をお願いしなければならないのは必然であるが、「公」を既に担ってくれている市民に過度に負担をかけ、地域力を疲弊させたり、住民相互に負担感の不公平感を生み出すようなことのないよう、十分配慮していくこと
- 行政全般で「官から民へ」の役割分担の移行がなされたが、受け皿となる地域社会の実情によってはその対応能力に著しい格差があるので、既に地域に下ろした仕事についても、役割分担等について再確認、見直しを行うこと
- 福祉の支援については施策や分野を超えた横断的な取組が必要であるため、地縁組織、自治会を基本に、地域の福祉資源、人的資源、N P O等が機能・活躍する仕組みが実現できる、協働のプラットフォーム、ネットワークの構築を図ること

(3) 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成23年12月2日 (全体会、各分科会)	【第1回 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会】 (全体会) ・前期基本計画評価市民懇談会について ・会長・副会長の選出 ・第5次宇都宮市総合計画の概要及び基本計画の改定について ・懇談会の進め方について 等 (各分科会) ・基本計画における分野別計画の概要について ・分科会の進め方について 等
平成24年1月23日、30日、 2月7日 (各分科会)	【第2回 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会】 ・各分科会での検討内容について ・中間総括評価の内容について 等
平成24年2月 21日、23日、24日 (各分科会)	【第3回 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会】 ・各分科会意見の取りまとめ ・意見書案に関する意見交換について 等
平成24年3月22日 (全体会)	【第4回 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会】 ・各分科会からの報告について ・懇談会意見書の取りまとめについて 等
平成24年3月30日	・懇談会意見書の提出

(4) 宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会設置要領

- (設置)
- 第1条 市は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の改定に当たり、前期基本計画の達成状況の評価に関する意見を聴取し、基本計画の改定に反映させるため、「宇都宮市総合計画前期基本計画評価市民懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。
- (組織)
- 第2条 懇談会は、委員18人以内をもって組織し、全体会及び分科会により構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 年齢が18歳以上、1年以上宇都宮市に在住又は通勤する者で、市長が公募により選考した者

- (3) 関係機関及び関係団体の代表者等
- (4) その他市長が認める者
- 3 委員の任期は、市長が委嘱した日から第3条及び第4条に規定する所掌事務が終了した日までとする。
- 4 市長は、懇談会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。
- (1) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認める場合
- (全体会)
- 第3条 全体会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 前期基本計画における既存施策に対する評価や施策の進捗に関する意見のとりまとめに関すること
- (2) 分科会での検討結果の調整に関すること。
- (3) その他分科会の連絡調整に関すること。
- 2 全体会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、全体会の委員のうちから互選によってこれを定める。
- 3 全体会は、会長が招集し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 全体会の会議は、原則として公開とする。
- (分科会)
- 第4条 分科会の所掌事務は、別表右欄に定める各分野の調査及び検討に関することとする。
- 2 分科会の名称は、別表左欄のとおりとする。
- 3 分科会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、分科会の委員のうちから互選によってこれを定める。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、分科会について準用する。
- (庶務)
- 第5条 懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。
- (補則)
- 第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この要領は、平成23年7月28日から適用する。

4 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会

(1) 委員名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏 名	所属団体等	役職	所属分科会
学識経験者 (6人)	長谷川 万由美	宇都宮大学 教育学部 教授		第1分科会
	前橋 明朗	作新学院大学 総合政策学部 教授・学科長		第3分科会
	山島 哲夫	宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授・学部長	会長	第2分科会
	横尾 昇剛	宇都宮大学 工学部 准教授		◎ 第2分科会
	渡邊 弘	宇都宮大学 教育学部 教授		◎ 第3分科会
	和田 佐英子	宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授		◎ 第1分科会
各種団体の代表 (9人)	宇賀神 貞夫	栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長		第2分科会
	岡地 和男	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会 常務理事 兼 事務局長		第1分科会
	荻 美紀	公益社団法人 宇都宮青年会議所 委員		第2分科会
	柿上 淳	宇都宮農業協同組合 代表理事専務		第3分科会
	北村 光弘	宇都宮商工会議所 会頭		第3分科会
	菅原 一浩	宇都宮市PTA連合会 会長		第3分科会
	田村 哲男	社団法人 栃木県建築士会宇都宮支部 副支部長		第2分科会
	北條 信男	宇都宮市自治会連合会 副会長		第1分科会
	谷津 嘉子	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり市民工房 監事		第1分科会
市議会議員 (6人)	小野里 豊			第2分科会
	小平 美智雄			○ 第2分科会
	中山 勝二		副会長	第3分科会
	福田 久美子			第1分科会
	保坂 寿			○ 第3分科会
	渡辺 通子			○ 第1分科会
公募委員 (3人)	稲葉 克明			第1分科会
	大熊 康子			第3分科会
	小林 有見子			第2分科会

※所属分科会：◎は分科会長、○は副分科会長

※分科会の所掌分野

第1分科会：健康・福祉・安心分野、都市経営・自治分野

第2分科会：生活環境分野、都市基盤分野

第3分科会：教育・学習・文化分野、産業・経済分野

(2) 意見書

平成 25 年 3 月 22 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会
会 長 山島 哲夫

第 5 次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）意見書について

当懇談会では、第 5 次宇都宮市総合計画改定基本計画の策定に当たり、今後の宇都宮市のまちづくりの基本的な考え方や取組の方向性について、議論を重ねてまいりました。

このたび、その意見を取りまとめましたので提出いたします。
(※本文は掲載省略)

(意見書要旨)

1 計画全般に関する主な意見

- 実際に行政活動が行われてどのような評価につながっていくのか、また、行政の自己満足に終始しないためにはどのような対応が必要か、などの視点で計画策定に取り組むこと
- 官から民へ様々な行政サービスが移されてきたが、後期基本計画では、民が担う部分も含めて市民に提供される行政サービス全体の質を確保し、市民全体の満足度の向上や幸福につながるよう施策を構築すること
- 計画に記載する事業名については、事業イメージがわかるよう、わかりやすい表現とすること

2 まちづくり戦略プロジェクトに関する主な意見

【プロジェクト1 子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト】

- 新しい保育システムが導入されると、すべての子どもが保育の対象になることから、「公立(保育園)の民営化」については、引き続き行政が責任を持てるよう、「保育の質の確保」を盛り込むこと

【プロジェクト2 からだ元気!こころ豊かに!健康長寿応援プロジェクト】

- 地域で安心して安全に暮らすためには、高齢者・障がい者ばかりではなく、子どもから妊産婦、障がい者、高齢者など様々な方々が一緒に交流できる地域力が必要であり、様々な分野において支援する内容とすること

【プロジェクト3 “安全社会・安心生活”創出プロジェクト】

- 「地域防災体制の強化」について、地域防災計画の見直し内容と整合を図ること

【プロジェクト5 まちの骨格となる交通体系確立プロジェクト】

- 「ネットワーク型コンパクトシティを目指すことについて、十分市民に理解されるよう分かりやすい説明が必要であり、また、新交通システム(LRT)の導入については、市民の大きな意識改革が必要となるため、今後とも、市民からの意見や必要な調査等の結果を踏まえた、わかりやすく丁寧な説明を行いながら取り組むこと

【プロジェクト6 50万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト】

- 「魅力ある都市景観づくり事業の推進」について、景観形成にあたっては、水辺や緑の保全と関係性が深いことから、水辺や緑の視点を盛り込むこと

【プロジェクト7 都市ブランド確立・アピールプロジェクト】

- 本市は様々な地域資源を有しているものの、宇都宮を特徴付けるものとして、ブランド力を磨く中で、自転車観光資源であるといった視点を取り入れること、また、観光資源としての自転車やプロスポーツチームについて、今後5年間で取り組むべき内容がわかるよう、表現を工夫すること

【プロジェクト8 高い志を持って、未来へ羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト】

- 「豊かな心の育成」のために、子どもの可能性を最大限に引き出す教育が大切であることから、自分も他人も大切に作る心、という視点を持つこと

【プロジェクト9 産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト】

- 本市だけでは対応しきれない企業誘致等の課題については、県や近隣市町村と連携した対応を検討すること

【プロジェクト10 みんなでつくる“大好き地域”実践プロジェクト】

- まちづくりにNPOとボランティアは非常に重要であるが、市民・事業者・行政等においても、その意味が正確に理解されていないため、NPOやボランティアの例を示すなどわかりやすくするとともに、現在、地域の担う役割、負担が大きい上、地域側で何を行うべきか整理されていない中、行政が地域で何を行うべきかを十分整理した上で役割を投げかけるよう努めること

3 分野別計画に関する主な意見

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために【健康・福祉・安心分野】

- 1人暮らしの高齢者世帯が急増している中、住居、生活など、日常生活において様々な角度からの支援と仕組みを構築し、1人暮らしの高齢者が安心して生活できるような体制を整えること
- 地域組織が「身近な地域での総合的なサービス提供」を行政のどの部署に相談すればいいのか、またはどこが一括して対応するのか、総合計画の改定にあたり、関連する部署が連携して基本施策を策定すること

II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために【教育・学習・文化分野】

- 施策「学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成」において、世代間交流の場の提供など、子どもから高齢者まで幅広い教育環境を充実すること、また、親のモラル向上や子どもへのしつけ等については、人づくりの観点から重要であることから、積極的に取り組むこと

III 市民の快適な暮らしを支えるために【生活環境分野】

- 基本事業「再生可能エネルギーの利活用の推進」において、エネルギーの利活用については、国の議論もあるが、中長期的な市のスタンスとして検討を位置づけること
- 施策「良好な生活環境の確保」においては、放射線対策の記載について検討すること
- 基本事業「多様な居住ニーズに対応した支援の充実」については、家賃補助などソフト的事業だけでなく、中心市街地に中高層住宅を整備するなどハード的側面からの事業にも取り組むこと

IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために【産業・経済分野】

- 農産物、観光資源のいずれにも、安全・安心の徹底は差別化の意味でも必要であり、市民も巻き込みながら、安全性強化、情報公開の徹底に取り組むこと
- 施策「地域特性を生かした産業集積の促進」においては、雇用を守るためには製造業を市内に確保していくこと、また、施策「就労・雇用対策の充実」については、雇用を確保するため、中小企業への支援充実を検討すること、さらに、施策「魅力ある商業の振興」については、基本事業「魅力ある中心商業地の創出」に関して、空き店舗をどのように活用していくか十分検討すること

V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために【都市基盤分野】

- 都市基盤分野において、上下水道、エネルギー、避難経路・避難場所など、災害対策に関連する事業が多いことから、災害対策についてこれまで以上に強調していくこと
- LRT実現化に向けて、着実に進めていく必要がある中で、その動きを見せられるように表現を工夫すること
- 公共交通は、全般として情報化によるマネジメントが重要であると考えられることから、交通システムの見える化(駐車場状況、渋滞状況、バス運転状況、自転車ルート、歩行者ルート、工事情報)など、交通の利便性をより高めるための情報化に関する事業を含めること

VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために【都市経営・自治分野】

- 市民が主役のまちづくりを推進するにおいて、住民自治を促進するには、人的・経営基盤をしっかりと構築すること、また、地域の機能を強化する方法・手段を検討すること

(3) 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 24 年 9 月 4 日 (全体会)	【第 1 回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会】 ・改定基本計画策定懇談会について ・会長・副会長の選出 ・第 5 次宇都宮市総合計画について ・改定基本計画策定に向けた取組について ア 前期基本計画の評価について イ 基礎調査について ウ 改定基本計画策定方針について ・懇談会の運営について
平成 24 年 10 月 4 日、5 日 (各分科会)	【第 2 回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会】 ・分野別計画について
平成 24 年 11 月 6 日、8 日、9 日 (各分科会)	【第 3 回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会】 ・分野別計画について
平成 24 年 12 月 21 日 (全体会)	【第 4 回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会】 ・各分科会の検討状況について ・第 5 次総合計画改定基本計画(後期基本計画)素案について
平成 25 年 2 月 21 日 (全体会)	【第 5 回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会】 ・パブリックコメントの実施結果について ・懇談会意見書について

(4) 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会設置要領

- (設置)
- 第 1 条 第 5 次宇都宮市総合計画基本計画を改定するにあたり、市民から幅広く意見を聴くため、宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。
- (組織)
- 第 2 条 懇談会は、委員 24 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者等
- (3) 市議会議員
- (4) 公募により選考された者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該計画が策定されるまでとする。
- (会長及び副会長)
- 第 3 条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第 4 条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。
- (分科会)
- 第 5 条 懇談会には 3 つの分科会を置く。
- 2 第 3 条及び第 4 条の規定は分科会に準用する。
- (関係人の出席)
- 第 6 条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (会議の公開)
- 第 7 条 懇談会の会議は、原則として公開する。
- (庶務)
- 第 8 条 懇談会の庶務は、総合政策部政策審議室において処理する。
- (補則)
- 第 9 条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。
- 附 則
- この要領は、平成 24 年 5 月 25 日から適用する。

第5次宇都宮市総合計画

改定基本計画(後期基本計画)



発 行 宇都宮市
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5
TEL/028-632-2116
E-mail/u2005@city.utsunomiya.tochigi.jp
<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

編 集 宇都宮市 総合政策部 政策審議室

発行日 平成25年3月
